

東京圏(東京・神奈川・千葉・埼玉)から移住・就業された方へ

移住支援補助金 世帯**100万円**、**単身60万円** を交付します！

令和4年4月1日以降に、18歳未満の世帯員も帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円加算します。

交付申請には、期限といくつかの要件がありますのでお早めにご相談ください。



阿賀野市イメージキャラクター
ござっちょ



東京23区在住者・
23区への通勤者

【対象要件】 1～4の要件を満たす必要があります

1 移住元に関する要件(①～③全てに該当)

- ① 転入直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤していたこと
- ② 転入直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤していたこと
- ③ 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合には、当該通学期間も上記期間に含めることができます。

・条件不利地域とは、「過疎地域自立促進特別措置法」、「山村振興法」、「離島振興法」、「半島振興法」、「小笠原諸島振興開発特別措置法」の対象地域を有する市町村(政令指定都市を除く。)

2 移住先等に関する要件(①～⑥全てに該当)

- ① 平成31年4月1日以降に、阿賀野市に住民票を移して転入したこと
- ② 補助金の申請時に、転入後3カ月以上1年以内であること
- ③ 補助金の申請日から5年以上、阿賀野市に継続して居住する意思があること
- ④ 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- ⑤ 日本人であるか、また外国人であっても永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること
- ⑥ その他新潟県及び阿賀野市が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと

3 仕事に関する要件(「就業」、「テレワーク」、「起業」いずれかの要件を満たすこと)

【就業(一般)の場合】 ①～⑥全てに該当

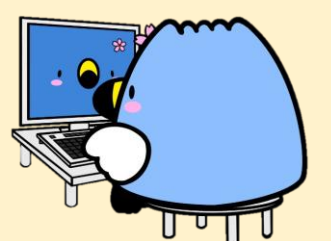
- ① 勤務地が「東京圏以外」、または「東京圏内の条件不利地域」に所在すること
- ② 就業先が、新潟県の補助金の対象として「企業情報ナビ」内のマッチングサイトに掲載している求人で新規雇用であること
- ③ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う法人でないこと
- ④ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること
- ⑤ 求人への応募日が、マッチングサイトに対象求人が補助金の対象として掲載された日以降であること
- ⑥ 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思があること

新潟企業情報ナビはこちら →

新潟企業情報ナビ

検索

<https://www.niigata-kigyo-navi.jp/>



【裏面へ】

【就業(専門人材^(※))の場合】①～⑤全てに該当

(※) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した方

- ① 勤務地が「東京圏以外」、または「東京圏内の条件不利地域」に所在すること
- ② 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること
- ③ 当該法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思があること
- ④ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ⑤ 目的達成後の解散を目的とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと

【テレワークの場合】①、②どちらにも該当

- ① 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと
- ② 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと

【起業の場合】

新潟県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けて1年以内であること

4 世帯に関する要件(①～⑤全てに該当)

2人以上の世帯で申請する場合のみ

- ① 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、補助金の申請者と住民票上の同一世帯に属していたこと
- ② 申請者を含む2人以上の世帯員が補助金の申請時において、申請者と住民票上同一世帯に属していること
- ③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと
- ④ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後3か月以上1年以内であること
- ⑤ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと

【申請期間】

各年度4月から2月まで(3月は申請不可)

(注) 申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

【返還義務】

補助金交付後、下記に該当した場合は補助金を返還してもらいます。

- 虚偽の申請等をしたとき:全額
- 補助金の申請日から3年未満に阿賀野市から転出したとき:全額
- 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞めたとき:全額
- 支援事業に係る交付決定を取り消されたとき:全額
- 補助金の申請日から3年以上5年以内に阿賀野市から転出したとき:半額

《お問い合わせ先》

阿賀野市役所 総務部 企画財政課 企画係

TEL0250-62-2510(代表) E-mail:kikaku@city.agano.niigata.jp